

○督促手数料及び延滞金条例等審査特別委員長報告

督促手数料及び延滞金条例等審査特別委員長 秋岡 芳郎

督促手数料及び延滞金条例等審査特別委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第85号 鳴門市督促手数料及び延滞金条例等の一部改正について」であります。当委員会は、12月9日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件については、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

「議案第85号 鳴門市督促手数料及び延滞金条例等の一部改正について」は、市が徴収する延滞金について、地方税法の改正による延滞金の割合の見直しと均衡を図るため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、延滞金の徴収金額及び今後の市民等への影響について質疑があり、理事者からは、今回の条例に関連しているものとしては、令和元年度の延滞金の決算額で、国民健康保険料は約169万7,000円、後期高齢者医療保険料は約79,000円、介護保険料は53,000円、下水道使用料は4,900円で、条例改正後の影響については、毎年、国において告示する平均貸付割合によるところであり、令和3年の平均貸付割合は本年より0.1%下がることとなっている、との説明がありました。

また、委員からは、下水道事業受益者負担金については、督促状や催告書が届いてはじめて支払わなければならないことを認識される市民がおられるが、事前に十分な周知は図られているのか、との質疑があり、理事者からは、事業開始前の地元説明会や工事前の戸別訪問で受益者負担金についての説明を行うとともに、個別の問い合わせがあった場合にも丁寧に説明するように心がけている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきと決しました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

よろしくご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。